

消防予第130号

平成22年3月13日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について

本日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災（別紙1参照）において死者7人、負傷者2人の人的被害が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、社会福祉施設等について消防法令の改正を含めた防火対策の強化を図っている中で、昨年3月の群馬県渋川市未届有料老人ホーム火災に続いて、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法施行令改正に係る指導

消防法施行令別表第一（6）項ロに掲げる防火対象物にあつては、平成21年4月1日から防火管理者の選任、消防用設備等の設置に係る基準が強化されていることを踏まえ、経過措置期間中のものにあつても消防用設備等の早期の設置を促進すること。

2 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図るとともに、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

3 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保及び特に自力避難困難な者が入所している施設等においてその入所者の人数に応じて適切に避難誘導を行うことができる体制の確保を図る観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。この場合において、特に小規模社会福祉施設等にあつては、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設等における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日付け全消発第338号)を参考とすることが有効であると考えられること。

4 火災予防対策の推進

以下の点に留意し、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具(ソファ等)に防火性能(これに相当する着火防止性能を含む。)を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 塩谷、浅海

消防庁予防課企画調整係 村井、篠木

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

札幌市グループホーム火災概要（第6報）

消 防 庁
平成22年3月13日
13時00分現在

1 発生日時等

発生日時刻：平成22年3月13日調査中
覚知時刻：平成22年3月13日2時25分
鎮圧時刻：平成22年3月13日4時04分
鎮火時刻：平成22年3月13日6時03分

2 発生場所

住 所：札幌市北区屯田4条2丁目6番4号
建物名称：グループホームみらいとんでん
用 途：令別表第一（6）項ロ（認知症高齢者グループホーム）

3 建物概要

構 造：木造
階 数：2階建て
延べ面積：248.43㎡

4 死傷者等

（1）人的被害

死者 7名（男性3名、女性4名、すべて入所者）※1階で5名、2階で2名発見。
負傷者 2名（重症：女性1名（従業員）、軽症：女性1名（入所者））

（2）建物被害

出火建物：全焼、焼損床面積約227㎡
延焼建物：部分焼1棟（西隣一般住宅）、焼損表面積約24㎡（外壁）

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等の設置状況

設置されていた消防用設備等：消火器具、誘導灯

※自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備については、平成21年4月1

日施行の改正基準（平成19年政令第179号）により設置対象となっているが、既存施設に係る経過措置期間中（平成24年3月31日まで）であり、未設置となっていたもの。

7 防火管理の状況

防火管理者：選任済み、消防計画：未届け

8 最新立入検査

平成21年5月18日実施

（指摘事項）

・防火管理者 未選任（→平成21年5月22日届出済み）

・消防計画 未届け

・消防用設備等の点検報告 未報告

9 消防庁の対応

3月13日（土）

3時42分：札幌市消防局から第1報受領

消防庁第一次応急体制

4時24分：札幌市消防局から第2報受領

6時14分：札幌市消防局から第3報受領

6時54分：札幌市消防局から第4報受領

8時59分：札幌市消防局から第5報受領

9時30分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査
を発動し、消防庁職員5名を現地派遣

11時58分：札幌市消防局から第6報受領



老推発0314第1号

平成22年3月14日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検について

去る3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

このような痛ましい火災の発生を未然に防止するため、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて下記に留意の上点検が行われるよう周知をお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村に対しその旨周知するようお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

指定基準第57条（第108条で準用）に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検をお願いしたい項目】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

・基準第57条(第108条で準用)

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第93条第2項に定める消火設備について、本条に定める設備の設置状況について点検を行うこと。

平成21年4月施行の消防法施行令により新たに義務付けられたスプリンクラー、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等の消火設備の設置については平成24年3月まで猶予が設けられているが、これらの設備の設置により、今回のような火災に対し一定の効果が期待できることから、速やかな設置を進めること。

【点検をお願いしたい項目】

① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

・第93条第2項

共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

3. 地域との連携

指定基準85条(第108条で準用)において利用者、市町村職員、地域住民等により構成される「運営推進会議」の設置を義務付けているところであるが、この中で、非常災害対策をテーマとした会議を開催し、これについて地域の消防機関や消防団等との協議を行う等により、非常災害に関する具体的計画や非常災害時の関係機関への通報及び連携体制がより効果的なものとなるよう点検を行うこと。

なお、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃より近隣住民等地域との連携を図ることが極めて重要であり、運営推進会議における地域住民との意見交換の他、避難訓練への地域住民の参加や非常時における協力者の確保等、認知症高齢者グループホームと地域との関わりを強める取組みに努めること。

【運営推進会議において点検をお願いしたい項目】

非常災害対策をテーマとした会議の開催

(具体的なテーマ)

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定及びその運用に関すること
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築に関すること
- ③ 定期的な避難訓練の実施に関すること
- ④ 地域における協力者の確保に関すること